令和６年能登半島地震にかかるＪＡバンク三重での貯金の緊急払出し等の延長について

令和６年２月２７日

このたびの令和６年能登半島地震により被害を受けられましたみなさまに対しまして、心からお見舞い申しあげます。

甚大な被害を受けている石川県内のＪＡご利用者のみなさまを対象に、令和６年２月２９日まで行うこととしておりましたＪＡバンク三重（三重県下ＪＡ/ＪＡ三重信連）での貯金の緊急払い出し対応につきまして、被災状況等も鑑み令和６年３月２９日まで延長することといたします。

通帳やお届け印をお持ちでない場合でも、お取引ＪＡ以外のＪＡバンク三重（三重県下ＪＡ／ＪＡ三重信連）の店舗にて、本人確認のうえ、１０万円を上限として貯金の払い出しをさせていただきます。

また、お届け印、通帳、証書またはキャッシュカード等を喪失した場合の届出もお取引ＪＡ以外のＪＡバンク三重（三重県下ＪＡ／ＪＡ三重信連）の店舗にて受付いたします。 詳細についてはこちらをご覧ください。

以上